

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	セントラルコンサルタント株式会社（代表取締役 中田 健一）
	法人番号 1010001088264
住 所	東京都中央区晴海 2-5-24

2. 措置期間

令和 7 年 3 月 17 日 ～ 令和 7 年 6 月 16 日（ 3 か月 ）

3. 事実概要

当該人が平成30年3月8日に契約した県中建設事務所発注「設計業務委託（道整・再復）」（第17-41320-0151号）において、平成31年3月26日の完成検査に合格し、発注者に成果物を納入した。

工事の完了後、職員の現地確認時に、道路舗装面に段差が発生していることが確認されたため、学識経験者等で構成される専門技術委員会において検討したところ、A1橋台の設計計算で本来計上すべき作用力が見込まれておらず、設計に誤りがあると判断され、橋台の再構築による対応となった。

このため、発注者により令和7年2月6日に土木設計業務等委託契約書に基づき、損害賠償が請求された。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の2（過失等による粗雑工事）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1の2】

措 置 要 件	期 間
<p>(過失等による粗雑工事)</p> <p>2 県発注工事等の施工に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
 福島県福島市杉妻町2-16
 (電話) 024-521-7899